USPTO、商標審判部（TTAB）手続における応答期間の変更を公表

2025年9月11日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、9月4日付の官報[1]で、商標審判部（TTAB）における異議申立て、取消審判手続に関して当事者に設定される応答期間を40日間から60日間に変更する旨を公表した。本変更は、9月4日以降に審理手続が開始される事件に対して適用される。

TTABでは、審理開始決定通知（institution order）において、答弁書の提出期限を含む審理スケジュールを定めることとされており、これまでは慣習上、「通知から40日間」がその提出期限として設定されていた[2]。
USPTOによれば、今般の期間変更は、異議申立てに対する応答期間を最低でも2カ月[3]とする旨のマドリッド協定議定書第17規則(2)(vii)の改正（2023年11月1日発効）に沿ったものであり、当事者の手続に関する予見可能性を高めるとともに一貫性のある事件管理にも資するものであると説明されている。

なお、官報によれば、審理開始決定通知において答弁書提出期限が60日間と設定された後において、後続する命令等により60日未満の期間に変更される可能性もあるとされており、具体的な実務運用に不透明さが残るとする知的財産関係者の声もある。

（以上）

[1] Change in Time Initially Set To File an Answer in a Trial Proceeding Before the Trademark Trial and Appeal Board
[2] 法令上は通知から30日間以上と定められている（37 CFR §2.105(a)、37 CFR §2.113(a)）
[3] 60日間も本要件を充足するとされている（マドリッド協定議定書第17規則(2)(vii)脚注2）